

○農林水産省告示第千四百三号

農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）第九条第四項の規定に基づき、農地法第四条第一項に規定する指定市町村の指定に関する告示（令和元年十二月二十日農林水産省告示第千六百九十四号）の一部を次のように改正する。

令和二年七月二十二日

農林水産大臣 江藤 拓

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

				改 正 後
(略)	岩手県	(略)	都道府県名	
(略)	盛岡市 花巻市 滝沢市 紫波町	(略)	指定市町村名	
(略)	平成三十年四月一日 令和二年八月一日 平成三十年七月一日 平成二十九年八月一日	(略)	指定の効力発生の日	
				改 正 前
(略)	岩手県	(略)	都道府県名	
(略)	盛岡市 (新設) 滝沢市 紫波町	(略)	指定市町村名	
(略)	平成三十年四月一日 (新設) 平成三十年七月一日 平成二十九年八月一日	(略)	指定の効力発生の日	

附 則

この告示は、公布の日から施行する。